令和４年第５回

三原市議会定例会

議　案　説　明　書

財 政 課

令和4年度 三原市一般会計補正予算（第2号）等の概要

1 補正予算

（単位：千円）

区　　分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
一　般　会　計	48,740,300	699,400	49,439,700
特　別　会　計	23,250,090	1,100	23,251,190
うち,ケーブルネットワーク事業特別会計	81,080	1,100	82,180
企　業　会　計	12,673,119	－	12,673,119
計	84,663,509	700,500	85,364,009

2 補正予算の内訳

○ 一般会計

(A) 新型コロナウイルス感染症に関するもの　（386,010 千円）

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対応事業については，事項名の前に「◎」を付記

①	総務費	◎新型コロナウイルス感染症対応事業費…p. 7～9	383,000 千円
		（低所得世帯（住民税均等割課税世帯）臨時特別給付金事業	70,820 千円）
		（子育て世帯臨時特別給付金事業	201,300 千円）
		（保育所等給食費給付事業	1,420 千円）
		（学校給食費給付事業	2,800 千円）
		（公共交通事業者支援給付金事業	6,580 千円）
		（中小事業者負担軽減事業	100,080 千円）
②	民生費	生活困窮者自立支援事業費…p. 10	3,010 千円

(B) 国・県支出金の増に伴うもの　（55,106 千円）

①	総務費	新型コロナウイルス感染症対応事業費…p. 9	31,600 千円
②	農林水産業費	ひろしまの森づくり事業費…p. 13	2,596 千円
③	土木費	急傾斜地崩壊対策事業費…p. 15	20,000 千円
④	教育費	体力向上支援事業費…p. 21	910 千円

(C) 事業費の増に伴うもの　（191,819 千円）

①	総務費	派遣職員負担金…p. 5	3,800 千円
		庁舎維持管理費（本庁舎）…p. 4	17,306 千円
		市民協働のまちづくり推進事業費…p. 6	3,400 千円
		庁舎維持管理費（支所）…p. 4	4,762 千円
②	民生費	地域福祉活動施設維持管理費…p. 4	444 千円
		介護事業費…p. 11	14,000 千円
		施設維持管理費（人権文化センター）…p. 4	801 千円
		〃　（保健福祉センター）…p. 4	3,091 千円
		子ども居場所づくり事業費…p. 4	564 千円
		施設維持管理費（保育所）…p. 4	5,385 千円
		〃　（認定こども園）…p. 4	4,753 千円
③	衛生費	〃　（斎場）…p. 4	6,710 千円
④	労働費	〃　（大和勤労福祉センター）…p. 4	433 千円
⑤	商工費	中心市街地活性化支援事業費…p. 14	220 千円
⑥	土木費	港湾施設維持管理費…p. 4	664 千円
⑦	消防費	庁舎維持管理費（消防）…p. 4	2,906 千円
		消防団活動事業費…p. 16	5,834 千円
		常備消防施設等整備事業費…p. 17～18	12,000 千円
		自主防災活動推進事業費…p. 19～20	2,600 千円

(C) 事業費の増に伴うもの（続き）

⑧ 教育費	施設維持管理費（小学校）…p. 4, 22		57,857 千円
	施設整備事業費（小学校）…p. 23		3,000 千円
	施設維持管理費（中学校）…p. 4		17,762 千円
	文化振興事業費…p. 24		4,720 千円
	記念物保存活用事業費…p. 25～26		6,000 千円
	施設維持管理費（青年の家）…p. 4		1,029 千円
	〃 （地域学習拠点施設）…p. 4		4,985 千円
	〃 （コミュニティセンター・公民館）…p. 4		5,841 千円
	〃 （久井運動公園）…p. 4		952 千円

(D) 事業費の減に伴うもの （△ 9,500 千円）

農林水産業費	派遣職員負担金	△ 9,500 千円

(E) 国・県支出金等の精算に伴うもの （75,965 千円）

民生費	災害援護費…p. 12	75,965 千円

(F) 繰越明許費

追加	限度額
新型コロナウイルス感染症対応事業…p. 27	1,000 千円

○ 特別会計

(A) ケーブルネットワーク事業特別会計 （1,100 千円）

事業費の増に伴うもの…p. 4	1,100 千円

庁舎維持管理費等　107,945千円

（一般会計分　106,845千円，ケーブルネットワーク事業特別会計分　1,100千円）

電力の原料価格高騰により，電力供給会社から電気料金の値上げの申入れがあったことから，電力の安定調達を図るため，対象施設の電気使用料を増額補正する。

(1) 電力供給会社

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社

(2) 契約期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで（2年間）

(3) 変更時期

令和4年7月利用分から

(4) 対象施設の電気使用料

補正前	補正額	補正後
167,251千円	107,945千円	275,196千円

(5) 対象施設　60施設

ア　一般会計（全額一般財源）

款	項	目	事項名	補正額（千円）	施設 （ ）内は該当施設数
2	1	7	庁舎維持管理費	17,306	本庁舎
2	1	11	庁舎維持管理費	4,762	本郷支所，久井支所，大和支所
3	1	1	地域福祉活動施設維持管理費	444	本郷船木ふれあいセンター
3	1	5	施設維持管理費	801	大和人権文化センター
3	1	7	施設維持管理費	3,091	保健福祉センター(2)
3	2	1	子ども居場所づくり事業費	564	児童クラブ(2)
3	2	2	施設維持管理費	5,385	保育所(3)
3	2	3	施設維持管理費	4,753	認定こども園(2)
4	1	4	施設維持管理費	6,710	斎場
5	1	1	施設維持管理費	433	大和勤労福祉センター
8	4	1	港湾施設維持管理費	664	港湾ビル
9	1	1	庁舎維持管理費	2,906	三原消防署，大和出張所
10	2	1	施設維持管理費	28,457	小学校(19)
10	3	1	施設維持管理費	17,762	中学校(10)
10	5	6	施設維持管理費	1,029	サギ・セミナー・センター
10	5	10	施設維持管理費	4,985	地域学習拠点施設(3)
10	5	11	施設維持管理費	5,841	コミュニティセンター(1)，公民館(4)
10	6	5	施設維持管理費	952	久井運動公園
計				106,845	

イ　ケーブルネットワーク事業特別会計（全額諸収入）

款	項	目	事項名	補正額（千円）	施設
1	1	1	施設維持管理費	1,100	久井地域情報センター

支出科目	2款：総務費　1項：総務管理費　1目：一般管理費
長期総合計画	－
担当課	デジタル化戦略課
事業名	派遣職員負担金

補正の理由	県と連携し，デジタル化推進を目的とした新たな人材を活用するため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	0	0	0	0	0	0
補正額	3,800	0	0	0	0	3,800
補正後	3,800	0	0	0	0	3,800

事業内容

派遣職員負担金　3,800千円

県が採用した任期付職員について，非常勤職員として派遣を受ける。

(1) 制度概要

デジタル化推進に知見のある人材を県内で確保する仕組みとして，県が任期付職員として採用し，複数市町に非常勤で派遣する。

(2) 派遣職員

人数　1人

頻度　週2日（残る週3日は，県から県内他市町へ派遣）

役割　CIO（最高情報責任者）を補佐し，デジタル化推進及び業務改革の取組について助言

支出科目	2款：総務費　1項：総務管理費　10目：地域振興費
長期総合計画	1-3-1 市民協働のまちづくりの推進
担当課	地域企画課
事業名	市民協働のまちづくり推進事業費

補正の理由	一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業に採択されたため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	4,212	0	0	0	0	4,212
補正額	3,400	0	0	0	3,400	0
補正後	7,612	0	0	0	3,400	4,212

事業内容

コミュニティ助成事業　3,400千円

一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業に採択されたことに伴い，コミュニティ活動に必要な備品の整備に対する補助を行う。

令和4年度採択事業

一般コミュニティ助成事業

実施団体	事業内容	補助額
幸崎本町町内会（幸崎能地）	備品（エアコン）の整備	1,200千円
大西町内会（西野）	備品（コピー機，冷蔵庫，テレビ等）の整備	2,200千円

支出科目	2款：総務費　1項：総務管理費　18目：新型コロナウイルス感染症対応事業費
長期総合計画	－
担当課	経営企画課，デジタル化戦略課　外
事業名	新型コロナウイルス感染症対応事業費

補正の理由	交付金の交付決定に伴い，事業進捗を図るため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	533,207	352,706	0	0	0	180,501
補正額	414,600	336,705	0	0	0	77,895
補正後	947,807	689,411	0	0	0	258,396

事業内容

1　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰対応分）活用事業
383,000千円（国庫支出金　289,905千円，一般財源　93,095千円）

(1) 制度概要

令和4年4月26日の第2回原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議で取りまとめられた「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を受け，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に新たな交付枠を設け，自治体へ追加交付されることとなった。

ア　新たな交付金枠創設の目的

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等に直面する生活者や事業者（個人・法人・民間団体・公的団体など）を支援する。

イ　交付限度額

289,905千円

ウ　対象事業

生活支援	産業支援
コロナ禍において，原油価格高騰や物価高騰に直面する生活困窮者等生活者の負担軽減に資する支援事業 【取組例】 ・生活に困窮する方々の生活支援 （住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の横出し支援） ・学校給食費等の負担軽減 ・子育て世帯の支援 （子育て世帯生活支援特別給付金への上乗せ）	コロナ禍において，原油価格や物価高騰による影響を受ける事業者の負担軽減に資する支援事業 【取組例】 ・農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援 （事業者に対する燃料費高騰の負担軽減・経営支援）

(2) 交付金活用事業

区分	補正額（千円）	事業概要
ア　生活支援	276,340	
低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）臨時特別給付金事業 【社会福祉課】	70,820	住民税均等割のみ課税世帯に給付金を支給することにより，住民税非課税に近い所得水準の世帯を支援する。 〔対象〕 令和4年度住民税均等割のみ課税世帯 〔支援世帯数・金額〕 対象世帯　約2,500世帯 金額　1世帯当たり25千円

区分	補正額（千円）	事業概要
子育て世帯臨時特別給付金事業（市独自分） 【子育て支援課】	201,300	コロナ禍による影響が長期化する中で，原油価格や物価高騰に直面する子育て世帯を支援するため，生活に係る費用の負担軽減を目的に給付金を支給する。 〔対象〕 ①令和4年5月分の児童手当受給者(特例給付受給者も含む) ②H16.4.2～H19.4.1生まれの児童の養育者 ③R4.5.1～R5.4.1生まれの新生児の児童手当受給者 ※①,②はR4.4.30時点で,③は新生児出生時に三原市に住所がある人 〔支援世帯数・金額〕 対象世帯　約7,500世帯 （0～18歳，約13,000人） 金額　児童1人当たり15千円
保育所等給食費給付事業 【児童保育課】	1,420	給食・おやつの材料費等の上昇相当額を補助することにより，負担の軽減を行い，保育所等での円滑な給食等の提供を支援する。 〔対象〕 公立　保育所　9か所 こども園　2か所 私立　保育所　3か所 こども園　9か所 小規模保育事業　4か所 事業所内保育事業　2か所　計29か所 〔支援金額〕 材料費上昇分 2.25円/食×300日×2,095人
学校給食費給付事業 【学校給食課】	2,800	保護者が負担する経費として取り扱っている学校給食の食材費のうち，主食と牛乳について，令和4年度価格上昇相当額に係る負担を軽減することで，学校給食の円滑な実施を図る。 〔対象〕 児童生徒の保護者 〔支援金額〕 単価上昇分　2.39円/食×190日×6,156人
イ　産業支援	106,660	
公共交通事業者支援給付金事業 【生活環境課】	6,580	原油価格の高騰に伴い，直接的な影響を受けている公共交通事業者に対し，給付金を支給することにより，事業継続を支援する。 〔対象〕 市内で運行サービスを提供する路線バス，定期航路，タクシー事業者 〔支援事業者数・金額〕 バス事業者（4事業者17路線） 1事業者当たり17千円～2,142千円 航路事業者（4事業者5航路） 1事業者当たり226千円～1,052千円 タクシー事業者（18事業者115台） 1事業者当たり12千円～336千円

区分	補正額（千円）	事業概要
中小事業者負担軽減事業【商工振興課】	100,080	コロナ禍による影響が長期化する中，原油価格・物価高騰に伴い，よりさらなる経営負担を強いられている事業者に対し，支援金を支給することにより，事業者の事業継続を図る。 〔対象〕 市内の事業者で，国の「事業復活支援金」の受給者又は令和4年4月から6月までの間のいずれかの売上げが，過去3年間における任意の同じ月の売上げと比較して30%以上減少している者 〔支援件数・金額〕 1事業者当たり100千円×1,000件
計	383,000	

(3) 参考（本市へ交付される予定の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の全体額）

区分	金額（千円）	備考
原油価格・物価高騰対応分	289,905	（国）令和4年度予備費
通常分	96,635	（国）令和3年度補正予算
計	386,540	

※通常分については，今後の社会経済情勢を踏まえて対応を検討する。

2　デジタル田園都市国家構想推進交付金活用事業　31,600千円

デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）に採択されたため，財源の組替え及び事業費の一部増額により事業進捗を図る。

単位　千円

対象事業	補正前	補正額	補正後	国交付額	補正内容
公衆無線LAN整備事業【デジタル化戦略課】	20,000	26,800	46,800	23,400	公衆無線LAN整備施設の追加 51施設→68施設 電気錠管理システムの整備（避難所開設時等の開錠） 0施設→22施設
地理情報システム整備事業【デジタル化戦略課】	13,000	4,800	17,800	8,900	タブレット端末購入費 通信回線使用料
道路台帳電子化事業【土木整備課】	29,000	0	29,000	14,500	財源組替のみ
計	62,000	31,600	93,600	46,800	

【参考】

市政情報発信事業（イベント情報集約）【広報戦略課】	1,474	0	1,474	737	財源組替のみ ※2款1項2目　文書広報費に計上

支出科目	3款：民生費　1項：社会福祉費　1目：社会福祉総務費
長期総合計画	4-3-3 社会保障制度の適正な運営
担当課	社会福祉課
事業名	生活困窮者自立支援事業費

補正の理由	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間を延長するため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	21,424	14,284	0	0	0	7,140
補正額	3,010	3,010	0	0	0	0
補正後	24,434	17,294	0	0	0	7,140

事業内容

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業　3,010千円

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間を延長する。

(1) 申請期間（終期）

令和4年6月30日まで　→　令和4年8月31日まで（2か月延長）

(2) 支援金概要

緊急小口資金等の特例貸付について，総合支援資金の再貸付まで借り終わった世帯又は令和4年1月以降に緊急小口資金及び総合支援資金（初回）をいずれも受けた世帯で，一定の要件を満たす世帯に対し，支援金を支給する。

支給額（月額）：単身世帯　　60,000円
2人世帯　　80,000円
3人以上世帯　100,000円

支給期間：支給決定から3か月間

支出科目	3款：民生費　1項：社会福祉費　3目：老人福祉費
長期総合計画	4-3-3 社会保障制度の適正な運営
担当課	高齢者福祉課
事業名	介護事業費

補正の理由	第8期介護保険事業計画に基づき，介護保険施設を整備する法人を支援するため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	13,260	7,730	1,125	0	0	4,405
補正額	14,000	0	14,000	0	0	0
補正後	27,260	7,730	15,125	0	0	4,405

事業内容

地域医療介護総合確保事業　14,000千円

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を開設する事業者に対し，広島県地域医療介護総合確保事業補助金（補助率10/10）を活用して，開設準備に係る経費を補助する。

(1) 開設事業者　特定非営利活動法人　地域の絆（所在地　福山市木之庄町四丁目）

(2) 開設場所　三原市下北方一丁目（新設予定のサービス付き高齢者住宅内に併設）

(3) 補助内容　開所に必要な備品の購入及び設置に要する費用（呼出対応システム導入，訪問用車両，パソコン，タブレット端末等）

※サービス付き高齢者住宅は介護施設ではないため，建物の整備に対しての補助はない。

(4) 補助額　14,000千円（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所　14,000千円/施設）

(5) スケジュール（予定）

令和4年6月　整備着手

令和5年2月　整備完了

令和5年4月　施設開設（県事業所新規指定）

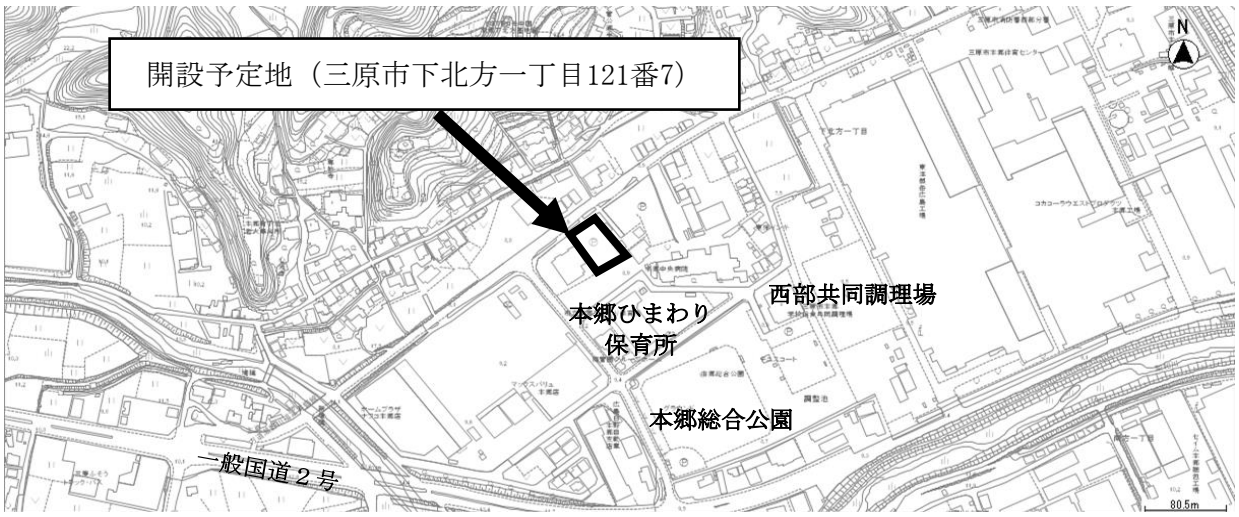

議 第 6 0 号（ 11 ）

支出科目	3款：民生費　4項：災害救助費　1目：災害救助費
長期総合計画	5-1-1 災害対応力の強化
担当課	社会福祉課
事業名	災害援護費

補正の理由	平成30年7月広島県豪雨災害義援金の受付が令和4年6月末で終了することに伴い，被害見込み分として配分を受けていた義援金の余剰分を返還するため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	96	0	0	0	96	0
補正額	75,965	0	0	0	75,965	0
補正後	76,061	0	0	0	76,061	0

事業内容

災害援護事業（災害義援金）　75,965千円

平成30年7月広島県豪雨災害義援金について，令和4年6月末で受付が終了することに伴い，県が市町に義援金を再配分するため，被害見込み分として配分を受けていた義援金の余剰分を返還する。

(1) 返還額　75,965千円（県からの配分総額1,826,645千円－災害義援金支給額1,750,680千円）

(2) 災害義援金支給状況

単位　件，千円

区分	実件数	支給単価	支給額
死亡	21	2,650	55,650
重傷者	3	1,325	3,975
全壊	284	2,650	752,600
大規模半壊	197	1,325	261,025
半壊	476	1,325	630,625
床上浸水	103	185	19,055
床下浸水	555	50	27,750
計	1,639	－	1,750,680

※途中辞退者を含む。

(3) その他見舞金等の支給状況（参考）

ア　災害義援金（市独自分）　　単位　件，千円

区分	実件数	支給単価	支給額
事業者	208	50	10,400
農業者	511	50	25,550
計	719	－	35,950

イ　災害弔慰金　　単位　件，千円

区分	実件数	支給単価	支給額
主たる生計者	7	5,000	35,000
その他	13	2,500	32,500
計	20	－	67,500

ウ　災害見舞金　　単位　件，千円

区分	実件数	支給単価	支給額
全壊	284	50	14,200
大規模半壊	197	30	5,910
半壊	476	30	14,280
床上浸水	103	10	1,030
床下浸水	555	5	2,775
計	1,615	－	38,195

議 第 6 0 号（ 12 ）

支出科目	6款：農林水産業費　1項：農林水産業費　6目：林業振興費
長期総合計画	3-2-2 農林水産基盤の保全と長寿命化
担当課	農林水産課
事業名	ひろしまの森づくり事業費

補正の理由	県交付金の内示増に伴い，事業の進捗を図るため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	20,309	0	20,309	0	0	0
補正額	2,596	0	2,596	0	0	0
補正後	22,905	0	22,905	0	0	0

事業内容

三原の森づくり事業　2,596千円

ひろしまの森づくり事業費交付金の内示増に伴い，事業進捗を図る。

里山林整備事業　実施面積　6.5ha　→　7.9ha

（久井町吉田　外　3.5ha　→　4.2ha
　大和町平坂　　3.0ha　→　3.7ha）

里山保全活用支援事業等（変更なし）

事業推進費（事務費）（変更なし）

議 第 6 0 号（ 13 ）

支出科目	7款：商工費　1項：商工費　2目：商工振興費
長期総合計画	3-4-4 中心市街地の活性化
担当課	商工振興課
事業名	中心市街地活性化支援事業費

補正の理由	中心市街地活性化基本計画の国の認定を受けるに当たり，市が保有する法定まちづくり会社の株主の議決権の割合が3%以上になるよう，増資するため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	24,558	0	0	0	0	24,558
補正額	220	0	0	0	0	220
補正後	24,778	0	0	0	0	24,778

事業内容

中心市街地活性化支援事業　220千円

中心市街地活性化基本計画の国の認定要件は，中心市街地の活性化に関する法律に規定する中心市街地活性化協議会の法定構成員である株式会社まちづくり三原における総株主の議決権に占める市の割合が3%以上必要となっているが，現在はその要件を満たしていない。

増資を行い，法定まちづくり会社の要件を満たすことにより，第2期基本計画の国の認定をめざす。

(1) 増資額

220千円（10千円×22株）

(2) 増資時期

令和4年7月（予定）

(3) 出資状況

株主	前回認定時		現在		増資後	
	保有株数	割合	保有株数	割合	保有株数	割合
三原商工会議所	191株	64%	591株	59%	591株	58%
株式会社道の駅みはら	－	－	300株	30%	300株	29%
一般社団法人三原観光協会	80株	27%	80株	8%	80株	8%
三原駅前商店街振興組合	10株	3%	10株	1%	10株	1%
三原帝人通商店街振興組合	10株	3%	10株	1%	10株	1%
三原市	9株	3%	9株	1%	31株	3%
計	300株	100%	1,000株	100%	1,022株	100%

支出科目	8款：土木費　1項：土木管理費　1目：土木総務費
長期総合計画	5-1-2 災害に強いまちの構築
担当課	土木整備課
事業名	急傾斜地崩壊対策事業費

補正の理由	県補助金の内示増に伴い，事業の進捗を図るため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	130,086	0	54,300	74,000	0	1,786
補正額	20,000	0	10,000	10,000	0	0
補正後	150,086	0	64,300	84,000	0	1,786

事業内容

急傾斜地崩壊対策事業　20,000千円

急傾斜地崩壊対策事業費補助金の内示増に伴い，急傾斜地崩壊対策事業の進捗を図る。

地区	補正前	補正後
深小学校上地区	工事延長　L=30m，測量・設計　L=80m	工事延長　L=50m，測量・設計　L=80m

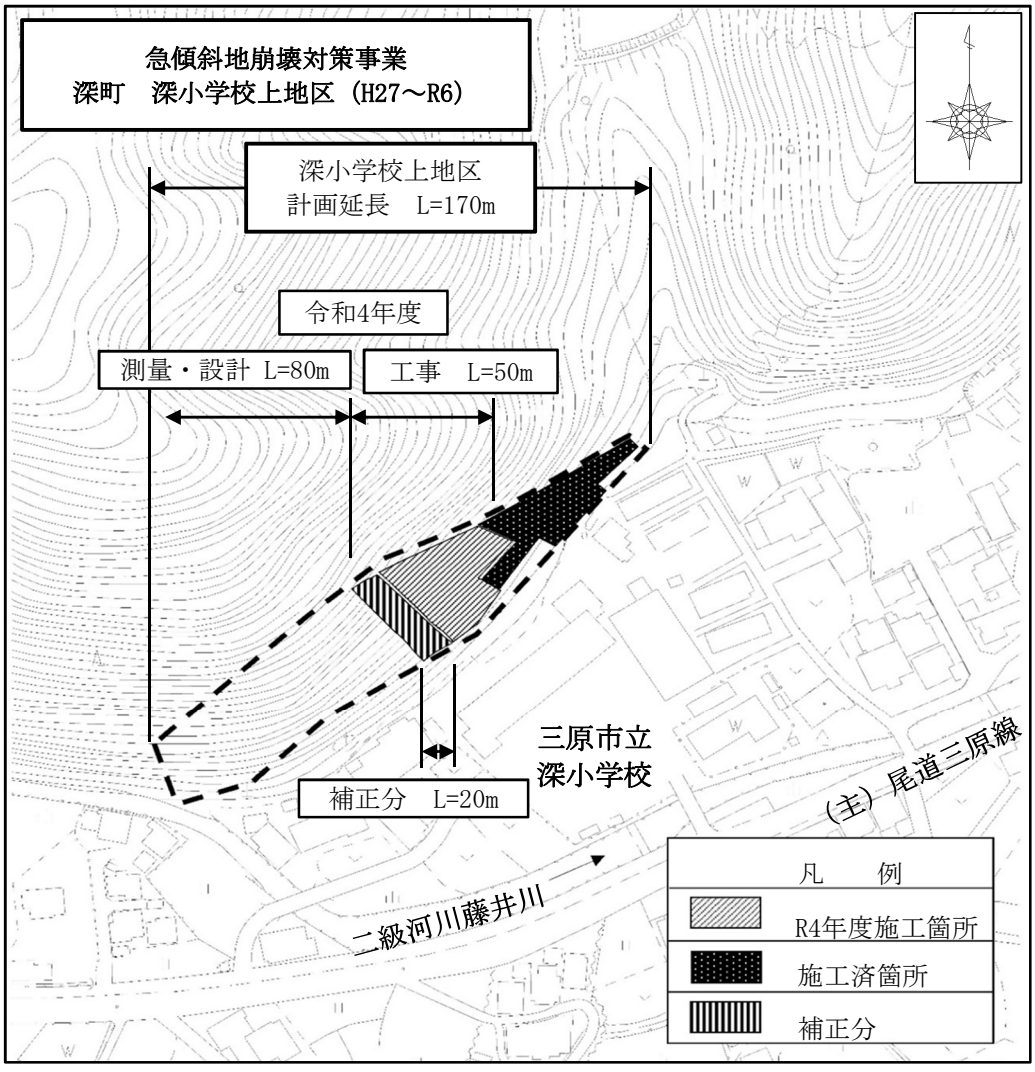

支出科目	9款：消防費　1項：消防費　2目：非常備消防費
長期総合計画	5-2-1 消防・救急体制の整備
担当課	消防総務課
事業名	消防団活動事業費

補正の理由	消防団退職者が見込みより増加したため及び一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業に採択されたため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	124,629	0	0	0	24,749	99,880
補正額	5,834	0	0	0	5,834	0
補正後	130,463	0	0	0	30,583	99,880

事業内容

1　消防団員退職報償金の支給　4,834千円

消防団員の退職者77人のうち，5年以上勤務していた者（70人）に退職報償金を支給する。

単位　千円，人

勤務年数	階級別支給額内訳　（ ）内は退職者数						計	
	団員	班長･部長	副分団長	分団長	副団長	団長	退職者数	支給額
5年未満	0(7)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	7	－
5年以上10年未満	200(13)	204(0)	214(0)	219(2)	229(0)	239(0)	15	3,038
10年以上15年未満	264(11)	283(0)	303(0)	318(0)	329(0)	344(0)	11	2,904
15年以上20年未満	334(10)	358(1)	388(0)	413(0)	429(0)	459(0)	11	3,698
20年以上25年未満	409(6)	438(4)	478(0)	513(0)	534(0)	594(0)	10	4,206
25年以上30年未満	519(2)	564(4)	624(0)	659(0)	709(0)	779(0)	6	3,294
30年以上	689(5)	734(10)	809(1)	849(1)	909(0)	979(0)	17	12,443
計	15,781(54)	11,706(19)	809(1)	1,287(3)	0(0)	0(0)	77	29,583

(1) 消防団員数

定数　　1,369人（基本団員：1,289人，機能別団員：80人）

現員数　1,219人（基本団員：1,171人，機能別団員：48人）

(2) 退職した主な理由

ア　自主退団　21人

市外居住や高齢等を理由に退団願があった者

イ　機能別への異動　6人

普段の訓練参加は難しいが，災害応援等は可能な者

ウ　その他　50人

転勤等により活動が難しくなった者

2　コミュニティ助成事業　1,000千円

一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業に採択されたことに伴い，消防団活動に必要な資機材を整備する。

(1) 購入予定品目

災害用テント（大，中，小）

(2) 配置先

東方面隊，中央方面隊，南方面隊，西方面隊，本郷方面隊

支出科目	9款：消防費　1項：消防費　3目：消防施設整備費
長期総合計画	5-2-1 消防・救急体制の整備
担当課	消防総務課
事業名	常備消防施設等整備事業費

補正の理由	三原西消防署庁舎移転整備に係る建築設計について，ZEBに適合した設備等の設計を追加するため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	358,015	5,486	0	308,900	0	43,629
補正額	12,000	0	0	0	0	12,000
補正後	370,015	5,486	0	308,900	0	55,629

事業内容

三原西消防署庁舎整備事業　12,000千円

三原西消防署庁舎整備に係る建築設計について，三原市ゼロカーボンシティ宣言に伴い，ZEBに適合した設備等の設計を追加する。

追加する項目

・断熱性能向上に係る設計
・高効率空調及び換気設備に係る設計
・太陽光発電設備に係る設計
・ZEB化検討調査※

※ZEB化検討調査の内容

ZEB（ZEB Orientedを除く。）のランク別に，ZEB化費用，年間コスト削減額の比較を行い，ZEB化費用の実質回収年数を試算し，ランク決定に必要な調査を行う。

参考1　ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の概要

建築計画の工夫により日射遮蔽・自然エネルギーの利用，高断熱化，高効率化することで大幅にエネルギー消費量を削減した上で，太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入し，年間のエネルギー消費とエネルギー供給の収支をゼロとすることをめざした建築物のこと。なお，ZEBは省エネルギー化の達成率により，4段階にランク分けされる。

(1) ZEB
エネルギー消費量を50%以上削減した上で，再生可能エネルギーを加えて，100%以上の省エネルギー化を達成した建築物

(2) Nearly ZEB
エネルギー消費量を50%以上削減した上で，再生可能エネルギーを加えて，75%以上の省エネルギー化を達成した建築物

(3) ZEB Ready
エネルギー消費量の削減により，50%以上の省エネルギー化を達成した建築物

(4) ZEB Oriented
延床面積が10,000㎡以上の建築物において，建築物の用途ごとに既定するエネルギー消費量の削減に加え，WEBPROにおいて現時点で未評価の技術を導入することにより，更なるエネルギー消費量の削減を達成した建築物

※WEBPRO　建築物のエネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）

参考2　ZEBに関する国の方針と三原市の方針

国は，自治体の建築物・土地で，2030年には太陽光発電設備が設置可能な建築物の50%，2040年には100%導入すること，また，2030年までに新築の公共施設等は率先してZEB化することとしている。市の環境基本計画においても，太陽光発電設備を公共施設に導入することや，ZEB化の導入を検討することとしている。

参考3　ZEBの定義及び事業実施の際の補助金

(1) ZEBの概要（イメージ図）

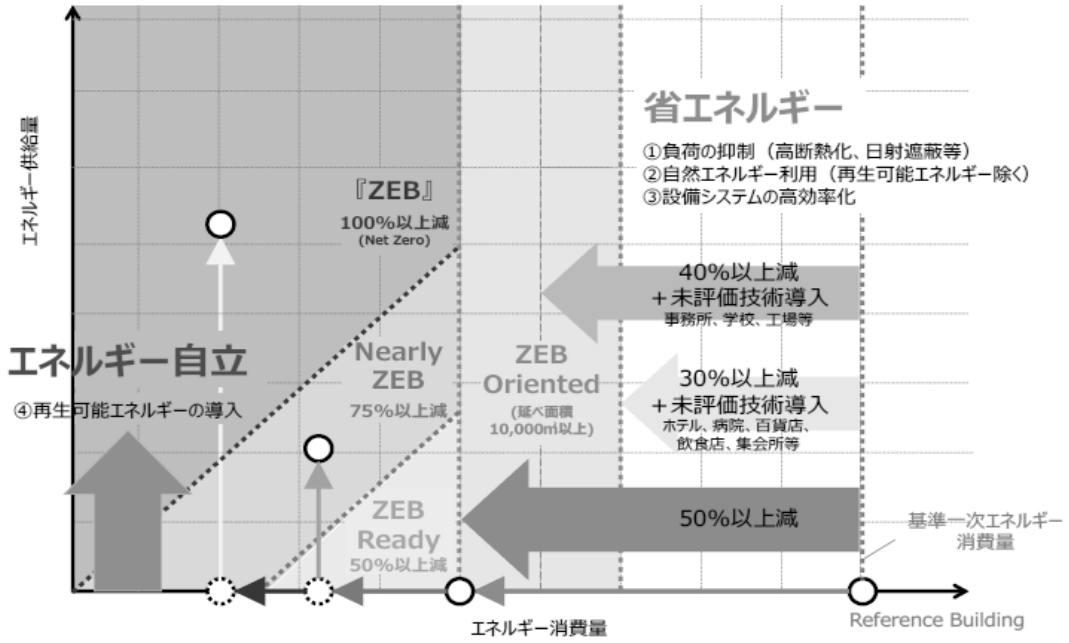

（出典：経済産業省資源エネルギー庁「平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」（平成31年3月））

(2) レジリエンス強化型ZEB実証事業補助金

災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設において，停電時にもエネルギー供給が可能であり,換気機能等の感染症対策設備を備えたレジリエンス強化型のZEBに対して支援するもの。

ア　補助要件

水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり，災害発生に伴う長期の停電時においても，施設内にエネルギー供給を行うことができる再生可能エネルギー設備の導入，感染症対策のための省エネルギー型の第一種換気設備の導入等を補助要件とする。

イ　対象設備

断熱設備，空調機器，換気機器，再生可能エネルギー利用機器等

ウ　補助率

区分	新築	既築	補助上限	
			延床面積 2,000㎡以上	延床面積 2,000㎡未満
ZEB	2/3	2/3	500,000千円	300,000千円
Nearly ZEB	3/5			
ZEB Ready	1/2			
ZEB Oriented	対象外			

※三原西消防署庁舎は新築2,000㎡未満

支出科目	9款：消防費　1項：消防費　5目：防災費
長期総合計画	5-1-1 災害対応力の強化
担当課	消防総務課
事業名	自主防災活動推進事業費

補正の理由	一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業に採択されたため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	0	0	0	0	0	0
補正額	1,000	0	0	0	1,000	0
補正後	1,000	0	0	0	1,000	0

事業内容

コミュニティ助成事業　1,000千円

一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業に採択されたことに伴い，少年消防クラブ活動に必要な資機材を整備する。

なお，整備した資機材については，防火防災意識の高揚につなげるため，少年消防クラブの子どもたちが消火体験時に着装し，臨場感のある訓練を行う。

また，一日体験入隊や消防署見学で使用し，幼少期からの防火防災意識の高揚のための啓発活動を実施する。

(1) クラブ員数

沼田東小学校少年消防クラブ（1～6年生）　23人

Brave Fire Club（全三原市立小学校 5，6年生）　30人　　計53人

(2) 購入予定品目

子ども用活動服（上下），子ども用活動ベルト，子ども用帽子（アポロキャップ），子ども用防火服（ズボン），少年消防クラブ旗，消火訓練用標的，消火体験装置

支出科目	9款：消防費　1項：消防費　5目：防災費
長期総合計画	5-1-1 災害対応力の強化
担当課	危機管理課
事業名	自主防災活動推進事業費

補正の理由	一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業に採択されたため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	6,050	0	1,500	0	0	4,550
補正額	1,600	0	0	0	1,600	0
補正後	7,650	0	1,500	0	1,600	4,550

事業内容

コミュニティ助成事業　1,600千円

一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業に採択されたことに伴い，自主防災活動に必要な設備等の整備に対する補助を行う。

災害発生時に必要な資機材を整備することにより，初動体制を強化するとともに，平常時の訓練でも活用する。

(1) 実施団体　和木自主防災協議会

(2) 購入予定品目

屋内非常用電源，大型炊き出し器，折り畳み式リヤカー等　計12品目

議 第 6 0 号（ 20 ）

支出科目	10款：教育費　1項：教育総務費　2目：学校教育指導費
長期総合計画	2-1-1 学校教育の充実
担当課	学校教育課
事業名	体力向上支援事業費

補正の理由	県教育委員会から委託内示を受けた地域運動部活動推進事業を実施するため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	12,745	0	1,792	0	0	10,953
補正額	910	0	910	0	0	0
補正後	13,655	0	2,702	0	0	10,953

事業内容

地域運動部活動推進事業　910千円

　生徒にとって望ましい持続可能な運動部活動と学校の働き方改革の両立をめざし，令和5年度以降，休日の部活動の段階的な地域移行に向けて，4人の地域スポーツ指導員を配置して実践研究を行い，本市の地域運動部活動を推進させる。

(1)対象校　第三中学校

(2)対象部　バスケットボール部，ソフトテニス部

議 第 6 0 号（ 21 ）

支出科目	10款：教育費　2項：小学校費　1目：学校管理費
長期総合計画	2-1-2 教育環境の整備・充実
担当課	教育振興課
事業名	施設維持管理費

補正の理由	令和3年度の小中学校空調設備整備事業(第二期)工事において，アスベストを含有する天井材の使用が判明し，空調設置工事を中断した教室(3教室)について，天井材を取り替えるため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	388,383	1,272	0	10,000	8,142	368,969
補正額	29,400	9,800	0	14,700	0	4,900
補正後	417,783	11,072	0	24,700	8,142	373,869

事業内容

学校施設維持管理事業　29,400千円

令和3年度小中学校空調設備整備事業（第二期）工事において，アスベストを含有する天井材の使用が判明し，空調設置工事を中断した教室（3教室）について，安全で快適な教育環境の確保のため，天井材を取り替える。

(1) 対象小学校及び教室

中之町小学校，須波小学校，沼北小学校の音楽室

(2) 事業期間

令和4年8月から令和4年11月までの4か月間

議 第 6 0 号（ 22 ）

支出科目	10款：教育費　2項：小学校費　1目：学校管理費
長期総合計画	2-1-2 教育環境の整備・充実
担当課	教育振興課
事業名	施設整備事業費

補正の理由	令和3年度の小中学校空調設備整備事業(第二期)工事において,アスベストを含有する天井材の使用が判明し,空調設置工事を中断した教室への天井材取替後,空調設備を設置するため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	216,800	39,942	0	160,300	0	16,558
補正額	3,000	0	0	0	0	3,000
補正後	219,800	39,942	0	160,300	0	19,558

事業内容

学校施設整備事業　3,000千円

令和3年度小中学校空調設備整備事業（第二期）工事において，アスベストを含有する天井材の使用が判明し，空調設置工事を中断した教室（3教室）について，天井材取替後，空調設備を設置する。

(1) 対象小学校及び教室

中之町小学校，須波小学校，沼北小学校の音楽室

(2) 事業期間

令和4年10月中旬から令和5年1月中旬までの3か月間

議 第 6 0 号 (23)

支出科目	10款：教育費　5項：社会教育費　1目：社会教育総務費
長期総合計画	2-2-2 文化・芸術の振興
担当課	文化課
事業名	文化振興事業費

補正の理由	全国放送公開番組について，本市での実施が決定されたため。 一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業に採択されたため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	3,297	0	0	0	187	3,110
補正額	4,720	0	0	0	3,600	1,120
補正後	8,017	0	0	0	3,787	4,230

事業内容

1　芸術文化振興事業開催事業　1,120千円

ＮＨＫ全国放送公開番組について，本市での実施が決定したことに伴い，公開収録を実施する。

(1) 事業実施日　公開収録日　令和5年2月12日(日)

(2) 収録場所　　芸術文化センター　ポポロ

(3) 放送予定日　未定

(4) 番組名　　吹奏楽のひびき［NHK-FM（ラジオ放送）］

2　コミュニティ助成事業　3,600千円

一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業「地域の芸術環境づくり助成事業」に採択されたことに伴い，公演の開催に対する補助を行う。

(1) 助成対象団体　芸術文化センター指定管理者　一般財団法人みはら文化芸術財団

(2) 事業実施日　　令和5年1月9日(月･祝)

(3) 公演名　　ポポロ開館15周年記念「みはら風と海のコンサート」

支出科目	10款：教育費　5項：社会教育費　1目：社会教育総務費
長期総合計画	2-2-3 歴史・文化財を活かしたまちづくり
担当課	文化課
事業名	記念物保存活用事業費

補正の理由	文化財として価値のある小早川隆景に関する資料を購入するとともに，市民へ公開するため。

事業説明

単位　千円

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
補正前	15,301	4,565	0	0	3,612	7,124
補正額	6,000	0	0	0	5,000	1,000
補正後	21,301	4,565	0	0	8,612	8,124

事業内容

小早川家歴史資料保存活用事業　6,000千円

「三原市にとって最も関係の深い歴史人物」小早川隆景の関係資料を正当な後継者から購入するとともに，一連の文化財群として資料を活用した御披露目展（仮）を実施することにより，市が保有する文化財について情報発信する。

(1) 小早川家歴史資料購入

小早川隆景肖像画を含む，計8点の購入

(2) 「御披露目展（仮）」実施

ア　日時　令和4年7月30日(土)～令和4年8月15日(月)（17日間）

イ　場所　リージョンプラザ展示ホール

ウ　内容　今回購入する資料に加え，市が保有する小早川家に関する資料を展示することにより，郷土ゆかりの人物を顕彰する。

オープニングセレモニー，ギャラリートーク　令和4年7月30日(土)　10:00～

購入予定歴史資料の一部

１　古文書　毛利元徳（もとのり）書状

明治13年(1880年)，毛利元徳から，息子の三郎に宛てて書かれた書状。

「小早川家再興にあたり，毛利家に所蔵されていた小早川隆景の肖像画一幅を譲与するので，永きにわたって保存してもらいたい」旨が記されている。

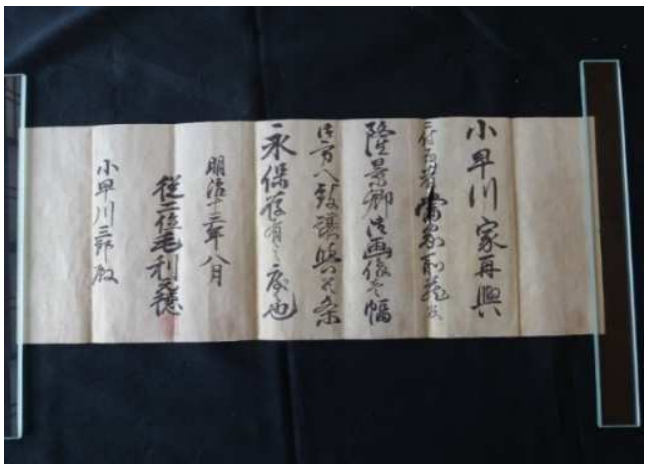

２　絵画　小早川隆景像

１の書状で「譲与する」とされた小早川隆景の肖像画。

佛通寺に伝来した市重要文化財「紙本着色小早川隆景像」と姿，顔貌がよく似ている。顔の描写が桃山風であり，16世紀末から17世紀前半の範囲の作であると考えられる。佛通寺の肖像画より古い時代に描かれた可能性がある非常に貴重な肖像画である。

議第６０号　　令和４年度　三原市一般会計補正予算（第２号）

（繰越明許費）　　単位　千円

款	項	事業名	金額	理由	完了年月（予定）
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染症対応事業	1,000	適正な事業期間の確保を図るため	R5年4月

議第６２号　　三原市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

１　改正の趣旨

開票管理者等の報酬の算定方法を見直すとともに，公職選挙法施行令の一部改正（令和元年６月１日施行）及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正（令和元年５月15日施行）に伴い，交替制により選任した投票管理者等の報酬額の算定方法及び選挙長等の報酬額を改定するため，条例の一部を改正する。

２　改正の内容

(1) 開票管理者等が開票を開始した日から翌日まで引き続いて職務に従事した場合における報酬
当該翌日の職務を開票を開始した日の職務とみなして報酬を支給する。

（例）開票管理者が 21 時 10 分から 24 時 30 分まで従事した場合
現　行：報酬（日額）10,700×２日＝21,400 円
改正後：報酬（日額）10,700×１日＝10,700 円（開票を開始した１日分の職務とみなす。）
（第３条第５項）

(2) 投票管理者等を交替制により選任した場合における報酬額
報酬額に当該職員が職務に従事した時間数を乗じ，これを当該投票所又は当該期日前投票所が開いている時間数で除して得た額（その額に１円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てた額）とする。

（例）当日投票所（開：７時～閉：20 時）の投票管理者の職務時間が７時から 13 時 30 分までの 6.5 時間の場合
現　行：投票管理者　12,700 円（日額）
改正後：投票管理者　12,700 円（日額）×（6.5 時間／13 時間）＝6,350 円
（第３条第６項）

(3) 選挙長等の報酬額の改定

職　名	現行 A	改定後 B	増　減 B-A
選　挙　長	10,700 円	10,800 円	100 円
投票管理者	12,700 円	12,800 円	100 円
開票管理者	10,700 円	10,800 円	100 円
投票立会人	10,800 円	10,900 円	100 円
期日前投票管理者	11,200 円	11,300 円	100 円

（別表第１）

３　施行日

公布の日

４　新旧対照表

三原市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

（傍線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
(報酬の額) 第3条　略 2～4　略 5　別表第1に掲げる選挙長，開票管理者，選挙立会人及び開票立会人が，投票日の当日	(報酬の額) 第3条　略 2～4　略

に開票を開始した場合において，開票を開始した日から当該日の翌日まで引き続いて職務に従事したときは，当該翌日の職務を開票を開始した日の職務とみなして報酬を支給する。

6　別表第1に掲げる投票管理者，投票立会人，期日前投票管理者又は期日前投票立会人が交替して職務に従事する場合における当該職員の報酬の額は，それぞれ同表に掲げる報酬の額に当該職員が職務に従事した時間数を乗じ，これを当該投票所又は当該期日前投票所が開いている時間数で除して得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てた額)とする。

別表第1(第2条，第3条関係)

特別職の職員で非常勤の者

職名		単位	報酬額(円)
略			
附属機関以外の委員	略	略	略
	選挙長	日額	10,800
	投票管理者	日額	12,800
	開票管理者	日額	10,800
	略	略	略
	投票立会人	日額	10,900
	略	略	略
	期日前投票管理者	日額	11,300
	略	略	略

別表第1(第2条，第3条関係)

特別職の職員で非常勤の者

職名		単位	報酬額(円)
略			
附属機関以外の委員	略	略	略
	選挙長	日額	10,700
	投票管理者	日額	12,700
	開票管理者	日額	10,700
	略	略	略
	投票立会人	日額	10,800
	略	略	略
	期日前投票管理者	日額	11,200
	略	略	略

議第６３号　　三原市税条例等の一部改正について

改　正　の　概　要

１　改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和４年３月31日に公布されたことに伴い，三原市税条例等の一部を改正する。

２　改正の内容

(1) 三原市税条例【第１条関係】

ア　納税証明書関係

不動産登記法の改正により，登記所から市への登記事項に係る通知事項にＤＶ被害者等の住所に代わる事項が追加され，納税証明書を交付する際にＤＶ被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は，当該住所に代わる事項を記載しなければならないとする地方税法の改正に伴う規定の整備

（第18条の４）［施行日：民法等の一部を改正する法律附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日］

イ　個人市民税関係

(ｱ) 住宅借入金等特別税額控除の見直し

所得税の住宅ローン控除の適用者（住宅を取得して令和４年から令和７年までの間に居住した者）について，所得税から控除しきれなかった額を所得税の課税総所得金額の５％（最高9.75万円）の範囲内で個人住民税から控除する規定等の整備

（附則第７条の３の２第１項，附則第26条）［施行日：R5.1.1］

(ｲ) 所得割の課税標準及び配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

所得税と個人住民税において異なる課税方式を選択することが可能であった上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等について，課税方式を一致させる規定の整備

（第33条第４項及び第６項，第34条の９第１項及び第２項）［施行日：R6.1.1］

(ｳ) 市民税の申告

a　公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備

（第36条の２第１項）［施行日：R6.1.1］

b　引用条項の整理

（第36条の２第２項）［施行日：R6.1.1］

(ｴ) 個人市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書

給与所得者が提出する扶養親族申告書の記載事項について，退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加する規定の整備

（第36条の３の２第１項）［施行日：R5.1.1］

(ｵ) 個人市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書

公的年金等受給者が提出する扶養親族申告書について，一定の配偶者及び16歳以上の扶養親族（退職手当等を有する者に限る。）を有する者の提出義務を追加し，及び記載事項に配偶者の氏名を追加する規定の整備

（第36条の３の３第１項）［施行日：R5.1.1］

(ｶ) 特別徴収税額の納入義務等

引用条項の整理

（第53条の７）［施行日：R6.1.1］

(ｷ) 上場株式等の配当所得等に係る市民税の課税の特例

上場株式等の配当所得等に係る市民税の申告分離課税について，所得税での適用がある場合に限り適用する規定の整備

（附則第16条の３第２項）［施行日：R6.1.1］

(ｸ) 優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税課税の特例

引用条項の削除に伴う規定の整備

（附則第17条の２第３項）［施行日：R5.1.1］

(ｹ) 特例適用利子等及び特例適用配当等並びに条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人市民税の課税の特例

申告方式の選択に係る規定の整備

(附則第 20 条の２第４項，附則第 20 条の３第４項及び第６項)［施行日：R6.1.1］

(2) 三原市税条例の一部を改正する条例（令和３年三原市条例第 23 号）【第２条関係】

個人市民税関係

ア　扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備

(第 36 条の３の３)［施行日：R5.1.1］

イ　市民税に関する経過措置に対する規定の整備

(附則第２条)［施行日：R6.1.1］

3　新旧対照表

三原市税条例

（傍線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
(納税証明書の交付手数料) 第18条の4　法第20条の10に規定する納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)を請求する者は，手数料を納付しなければならない。	(納税証明書の交付手数料) 第18条の4　法第20条の10に規定する納税証明書の交付を請求する者は，手数料を納付しなければならない。
2　略	2　略
(所得割の課税標準) 第33条　略	(所得割の課税標準) 第33条　略
2及び3　略	2及び3　略
4　前項の規定は，前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは，当該特定配当等に係る所得の金額については，適用しない。	4　前項の規定は，特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は，当該特定配当等に係る所得の金額については，適用しない。ただし，第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して，この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは，この限りでない。 (1)　第36条の2第1項の規定による申告書 (2)　第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)
5　略	5　略
6　前項の規定は，前年分の所得税に係る第	6　前項の規定は，特定株式等譲渡所得金額

36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは，当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については，適用しない。	に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は，当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については，適用しない。ただし，第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して，この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは，この限りでない。 (1)　第36条の2第1項の規定による申告書 (2)　第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9　所得割の納税義務者が第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には，当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を，第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9　所得割の納税義務者が第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には，当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を，第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2　前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができ	2　前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができ

なかった金額があるときは，当該控除することができなかった金額は，令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより，同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し，又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し，若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3　略

(市民税の申告)

第36条の2　第23条第1項第1号に掲げる者は，3月15日までに，施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし，法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)，小規模企業共済等掛金控除額，生命保険料控除額，地震保険料控除額，勤労学生控除額，配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除，法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除，同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条においてなかった金額があるときは，当該控除することができなかった金額は，令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより，同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し，又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し，若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3　略

(市民税の申告)

第36条の2　第23条第1項第1号に掲げる者は，3月15日までに，施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし，法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)，小規模企業共済等掛金控除額，生命保険料控除額，地震保険料控除額，勤労学生控除額，配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除，法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除，同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行

て「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については，この限りでない。	規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については，この限りでない。
2　前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち，前年の合計所得金額が基礎控除額，配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は，施行規則第2条第3項ただし書の規定により，市長の定める様式による。	2　前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち，前年の合計所得金額が基礎控除額，配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は，施行規則第2条第4項ただし書の規定により，市長の定める様式による。
3～9　略	3～9　略
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)
第36条の3の2　所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該給与支払者を経由して，市長に提出しなければならない。	第36条の3の2　所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該給与支払者を経由して，市長に提出しなければならない。
(1)　略	(1)　略
(2)　所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き，合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名	

(3)及び(4)　略

2～5　略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3　所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって，特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって，合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該公的年金等支払者を経由して，市長に提出しなければならない。

(1)　略

(2)　特定配偶者の氏名

(3)及び(4)　略

2～5　略

(特別徴収税額の納入の義務者)

第53条の7　前条の特別徴収義務者は，退職手当等の支払をする際，その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し，その徴収の日の属する月の翌月の10日まで

(2)及び(3)　略

2～5　略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3　所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって，扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該公的年金等支払者を経由して，市長に提出しなければならない。

(1)　略

(2)及び(3)　略

2～5　略

(特別徴収税額の納入の義務者)

第53条の7　前条の特別徴収義務者は，退職手当等の支払をする際，その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し，その徴収の日の属する月の翌月の10日まで

に，施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し，及びその納入金を市に納入しなければならない。

附　則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2　平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において，前条第1項の規定の適用を受けないときは，法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を，当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2　略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3　略

2　前項の規定のうち，租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は，市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

に，施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し，及びその納入金を市に納入しなければならない。

附　則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2　平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において，前条第1項の規定の適用を受けないときは，法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を，当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2　略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3　略

2　前項の規定のうち，租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は，市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし，市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特

	定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には，当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について，前項の規定は，適用しない。 (1)　第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合 (2)　第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して，前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。
3　略	3　略
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2　略	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第17条の2　略
2　略	2　略
3　第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において，所得割の納税義務者が，その有する土地等につき，租税特別措置法第33条から第33条の4まで，第34条から第35条の3まで，第36条の2，第36条の5，第37条，第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは，当該土地等の譲渡は，第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	3　第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において，所得割の納税義務者が，その有する土地等につき，租税特別措置法第33条から第33条の4まで，第34条から第35条の3まで，第36条の2，第36条の5，第37条，第37条の4から第37条の6まで，第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは，当該土地等の譲渡は，第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2　略	(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2　略
2及び3　略	2及び3　略
4　前項後段の規定は，特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り，適用する。	4　前項後段の規定は，特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この

	項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り,適用する。ただし,第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して,同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは,この限りでない。 (1)　第36条の2第1項の規定による申告書 (2)　第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)
5　略	5　略
(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の3　略 2及び3　略	(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の3　略 2及び3　略
4　前項後段の規定は,条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り,適用する。	4　前項後段の規定は,条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り,適用する。ただし,第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して,同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは,この限りでない。 (1)　第36条の2第1項の規定による申告書 (2)　第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告

	書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)
5　略	5　略
6　租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については，同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって，当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき，又は第33条第6項」と，同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。	6　租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については，同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって，当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき，又は第33条第6項」と，同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。
	(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 第26条　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については，同項中「令和15年度」とあるのは，「令和16年度」とする。 2　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6

	条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については，同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と，「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

三原市税条例の一部を改正する条例（令和３年三原市条例第23号）

第２条関係　　（傍線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3　所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって，特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって,合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該公的年金等支払者を経由して，市長に提出しなければならない。	(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3　所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって，特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって,合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該公的年金等支払者を経由して，市長に提出しなければならない。

(1)～(4)　略 2～5　略 附　則 (市民税に関する経過措置) 第2条　この条例による改正後の三原市条例第24条第2項，第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は，令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，令和5年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。	(1)～(4)　略 2～5　略 附　則 (市民税に関する経過措置) 第2条　この条例による改正後の三原市条例の規定中個人の市民税に関する部分は，令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，令和5年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

議第６４号　　財産の取得について

１　入札参加業者及び入札金額

入　札　参　加　業　者	入　札　金　額 （消費税及び地方消費税を含む。）
福山日産自動車株式会社三原店	37,739,053 円
広島トヨタ自動車株式会社三原店	39,355,800 円

２　納入車両（参考）

議第６５号　　財産の取得について

１　入札参加業者及び入札金額

入　札　参　加　業　者	入　札　金　額 （消費税及び地方消費税を含む。）
株式会社　三葉ポンプ	56,760,000 円

２　納入車両（参考）

議第６６号　　財産の取得について

１　入札参加業者及び入札金額

入　札　参　加　業　者	入　札　金　額 （括弧内は消費税及び地方消費税を含む額）
株式会社　メディアテック一心三原営業所	19,300,000 円 （21,230,000 円）
株式会社　ダック三原営業所	28,000,000 円 （30,800,000 円）

２　主な仕様

品名	規格等	数量
無停電電源装置	型式 ・給電方式：常時インバータ方式 交流入力 ・電圧：200V±15% ・相数：単相２線 ・容量：10kVA 交流出力 ・電圧：100V±2%及び 200V±2% ・相数：単相２線 ・過負荷保護： 100V 時　100A 又は 8,000W/300A 200V 時　50A 又は 8,000W/150A （いずれもピーク値） 蓄電池 ・種類：小型制御弁式鉛蓄電池 ・保持時間：約 55 分 ・公称電圧：216V ・寿命：10 年 LAN ボード ・無停電電源装置の動作履歴記録機能 ・転送速度自動認識機能 ・自動バッテリチェック機能	５台

3　設置箇所（※表中の(1)～(5)は「4　位置図」と対応する。）

名称		所在地
(1)	三原市本郷シェルター	三原市本郷南三丁目
(2)	三原市北方シェルター	三原市本郷町上北方
(3)	三原市南方シェルター	三原市本郷町南方
(4)	三原市久井シェルター	三原市久井町下津
(5)	三原市坂井原シェルター	三原市久井町坂井原

4　位置図

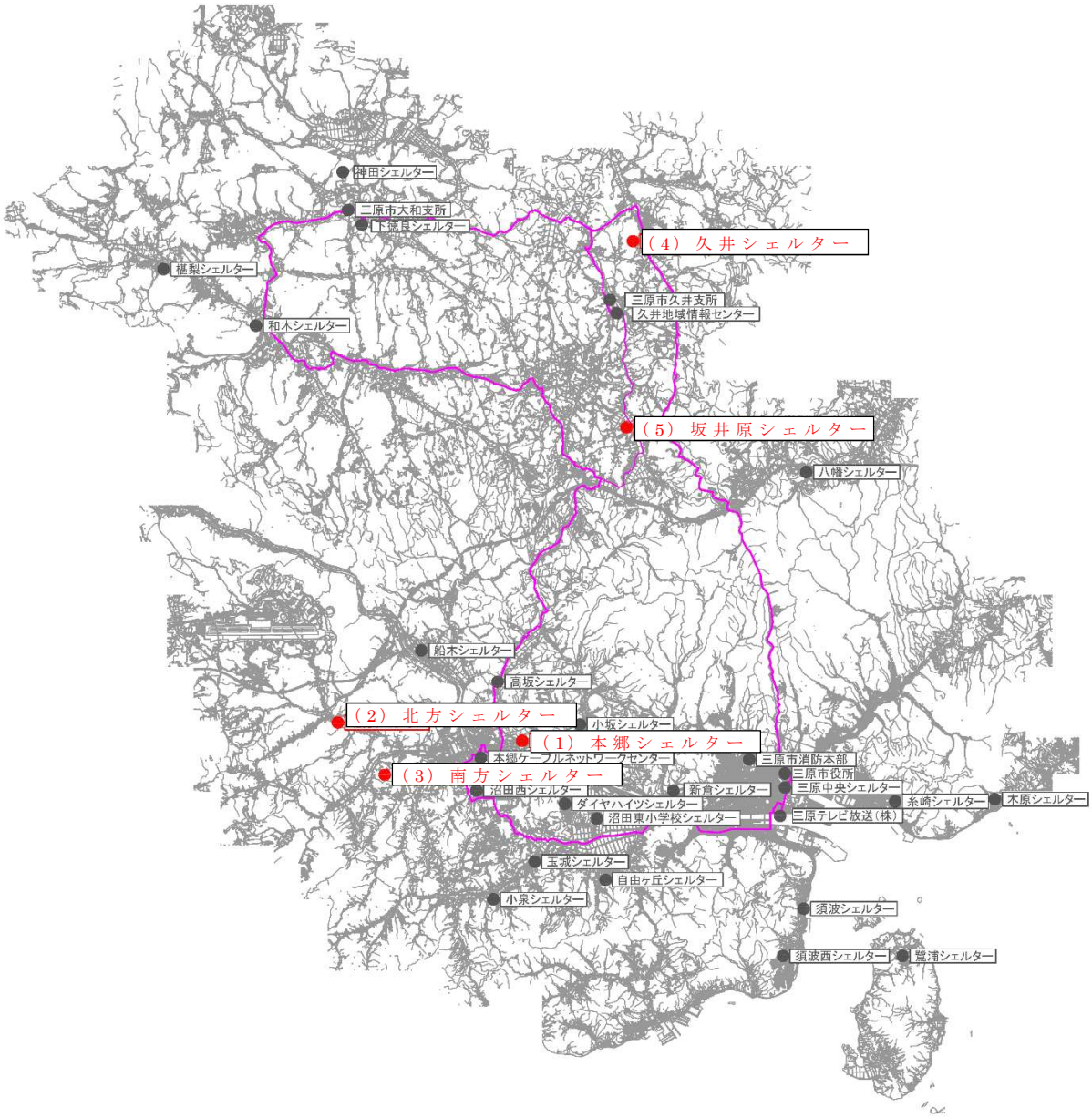

呉線三原・須波間和田４９号線１号橋梁外１補修工事
【市道和田４９号線１号橋梁】

議第６７号（１）

平 面 図

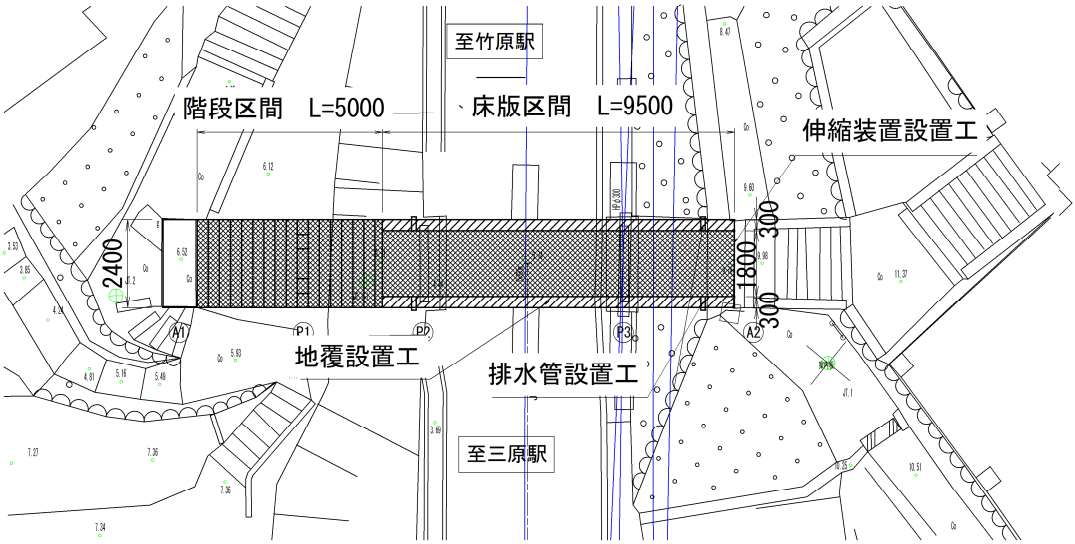

側 面 図

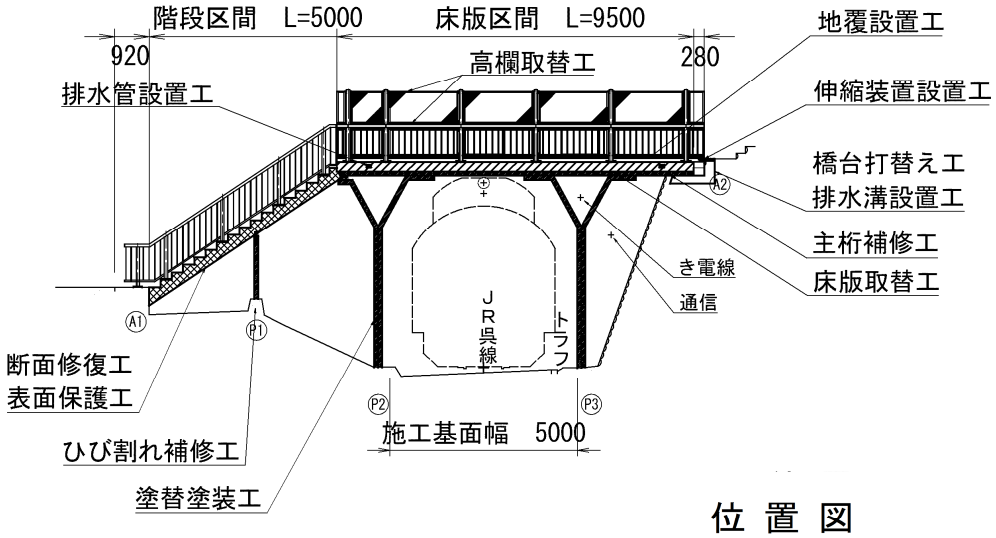

位 置 図

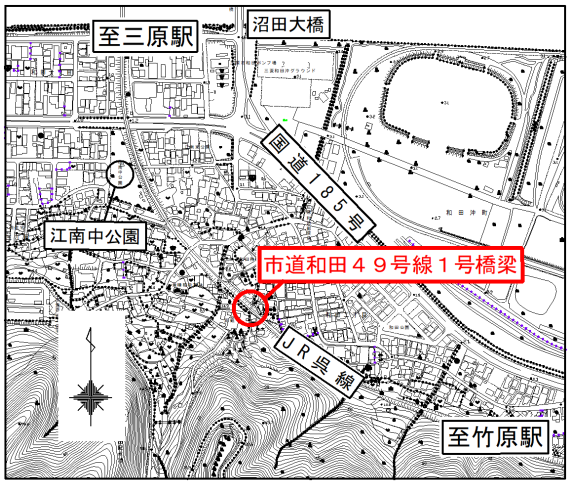

標準断面図

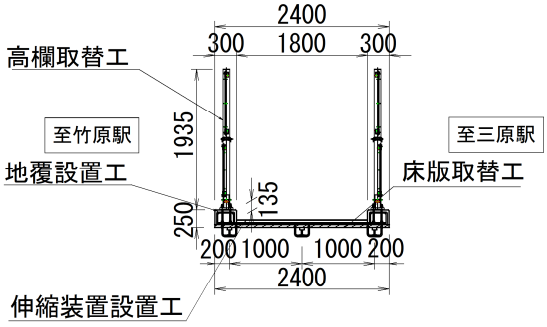

呉線三原・須波間和田４９号線１号橋梁外１補修工事
【市道須波西７７号線１号橋梁】

議第６７号（２）

平 面 図

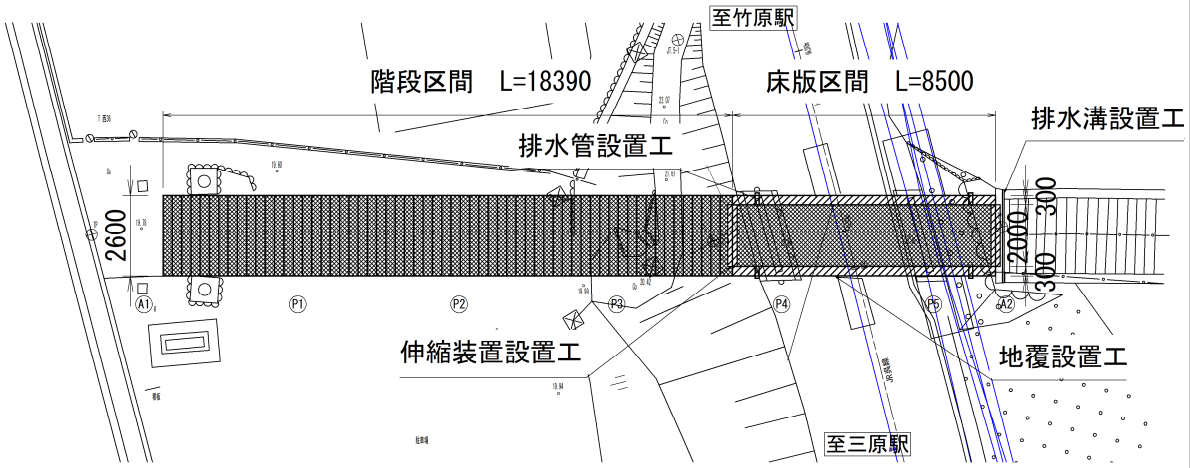

側 面 図

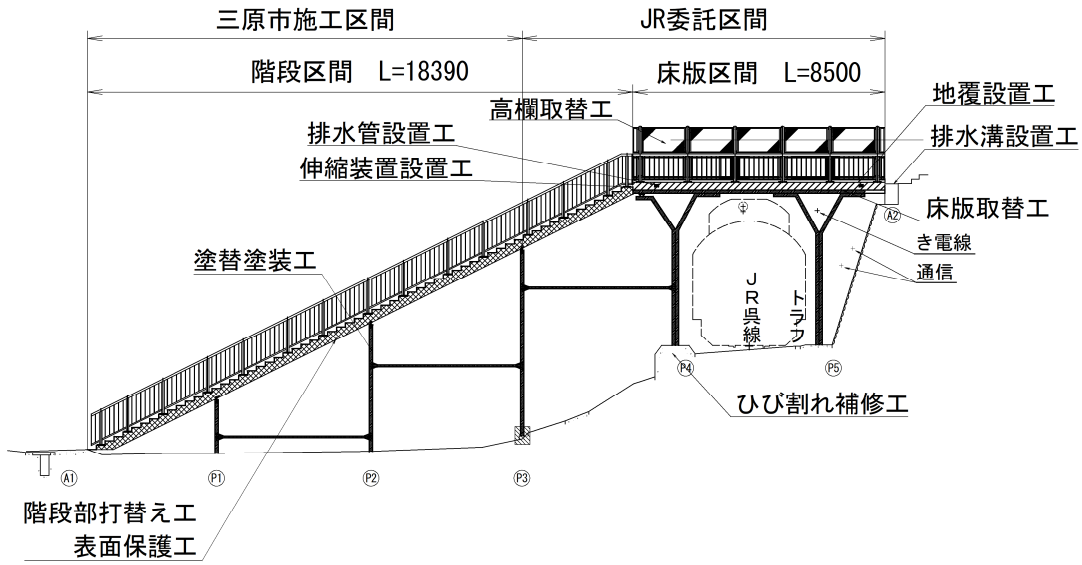

標準断面図

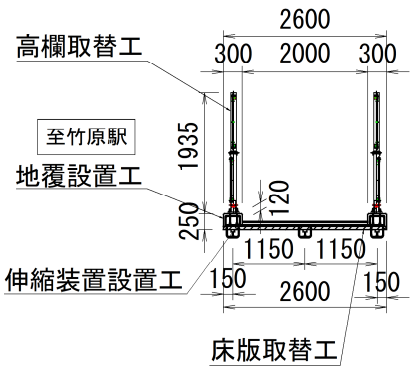

位 置 図

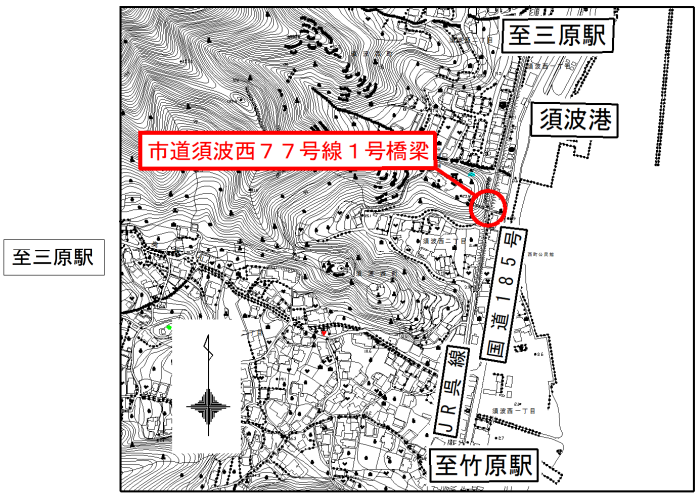

議第６８号　　三原市営住宅設置，整備及び管理条例の一部改正について

１　改正の概要

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い，里親制度における里子等，親族に準ずる者として一定の条件を満たす者と同居する者も，特定公共賃貸住宅等に入居することが可能となったことから，特定公共賃貸住宅の入居者資格の見直し及び引用条項の整理を行うため，条例の一部を改正する。

２　施行日

公布の日

３　新旧対照表

三原市営住宅設置，整備及び管理条例

（傍線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
(公募の例外) 第5条　市長は，次に掲げる場合においては，前条に規定する公募を行わないものとする。 (1)　略 (2)　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「特優賃法施行規則」という。)第26条第5号又は第6号に規定する特別の事由に係る者を特賃住宅に入居させる場合	(公募の例外) 第5条　市長は，次に掲げる場合においては，前条に規定する公募を行わないものとする。 (1)　略 (2)　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「特優賃法施行規則」という。)第26条第4号又は第5号に規定する特別の事由に係る者を特賃住宅に入居させる場合
(入居者の資格) 第6条　略 2　略 3　特賃住宅に入居することができる者は，次に掲げる者でなければならない。 (1)　特優賃法施行規則第1条第1号に規定する同居親族等がある者。ただし，久井町及び大和町に設置する特賃住宅においては，この限りでない。 (2)～(5)　略	(入居者の資格) 第6条　略 2　略 3　特賃住宅に入居することができる者は，次に掲げる者でなければならない。 (1)　第1項第1号の条件を具備する者。ただし，久井町及び大和町に設置する特賃住宅においては，この限りでない。 (2)～(5)　略